

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 「データセンターのゼロエミッション化・ 地域共生加速化事業」（二次公募）

【コンテナ型データセンター等導入支援事業】

令和8年9月

ver.1

一般社団法人地域循環共生社会連携協会

3 コンテナ型データセンター等導入支援事業【略称：コンテナ】

地域再エネの効果的・効率的活用にあ資するコンテナ・モジュール型データセンター等の導入を行う事業

以下に記載する要件をすべて満たすもの。

ア コンテナ・モジュール型データセンターにおいて、高効率の設備及びそれらの稼働や運用を管理するシステム等を導入すること。

ポイント 「コンテナ・モジュール型データセンター」とは、サーバーや通信機器等のICT機器や冷却機器等の必要設備を、1つのコンテナや複数連結可能なモジュールに収容したデータセンターをいう。

イ コンテナ・モジュール型データセンターにおいて、データセンターに電力を供給する再エネ設備を新規に導入すること。

ポイント

「新規導入する再エネ発電設備の発電電力の一部を当該データセンター以外の需要設備等へ供給する場合」

該当の再エネ発電設備及びその付帯設備等は補助対象外とする。

なお、新規導入する再エネ発電設備とは原則公募開始日以降に設備導入が開始された設備を指すものとする。

3 コンテナ型データセンター等導入支援事業【略称：コンテナ】 地域再エネの効果的・効率的活用にあ資するコンテナ・モジュール型 データセンター等の導入を行う事業

以下に記載する要件をすべて満たすもの。

- ウ 二酸化炭素削減効果が見込まれるものであること。また、明確な算出根拠を有すること。
- エ 設備導入時及び導入後における持続的な運営と維持管理体制等を有すること。
- オ **自家消費型又は地産地消型の再生可能エネルギー発電設備を新規に導入し、当該設備が発電し、当該データセンターへ供給する電力量が、当該データセンターの年間使用電力量に対して20%以上の再エネ電力量を供給すること。**
- カ **太陽電池モジュールを建物等に設置する場合に、設置場所の耐荷重※ 1が10kg/m²以下でないこと。**

※ 1 ここでの耐荷重とは、設置場所での積載荷重等を基準とし、既存の設置物等を考慮した上での、追加的に許容される荷重を指す。

3 コンテナ型データセンター等導入支援事業【略称：コンテナ】

地域再エネの効果的・効率的活用に資するコンテナ・モジュール型データセンター等の導入を行う事業

以下に記載する要件をすべて満たすもの。

キ 補助事業者以外の者がコンテナ・モジュール型データセンター等の導入を行う際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、下表に定める情報について、公表することに同意すること。

情報の属性	公表を予定している情報
定量情報	・データセンターの使用電力中の再生可能エネルギー由来電力率 ・本補助事業によるCO2削減量 ・導入発電設備の定格出力
定性情報	・事業者名（共同実施者も含む） ・データセンター事業の概要 ・データセンターの所在する都道府県名

※なお、環境省及び協会との協議に応じて、上表以外の情報の公表及び根拠となる資料の提出を求めることがあります。

地域再エネの効果的・効率的活用にあ資するコンテナ・モジュール型データセンター等の導入を行う事業に必要かつ当該事業にのみ利用する設備に限る。

ア 再生可能エネルギー使用に係る設備 ※2、※3、※4 及び その付帯設備

- ポイント ※2 導入設備の発電量が既存のデータセンターの使用電力量に対して著しく大きくないこと。
※3 当該設備から系統への逆潮流を行わないこと

※4 再生可能エネルギーの使用に係る設備の定義

再生可能エネルギー由来の 発電設備 とは	・太陽光発電※6 ・風力発電 ・水力発電 ・地熱発電 ・バイオマス発電（依存率が発電量ベースで60%以上）
再生可能エネルギー由来の 熱利用設備 とは	・温度差エネルギー利用※5 （地中熱、温泉熱、河川熱、海水熱、下水熱、雪氷熱等） *この設備によって削減できるデータセンターの電力使用量についても、要件オの供給量に計上してよい。

※5 温度差エネルギー利用設備の要件については公募要領p.27をご参照ください。

補助対象設備

地域再エネの効果的・効率的活用にあ資するコンテナ・モジュール型データセンター等の導入を行う事業に必要かつ当該事業にのみ利用する設備に限る。

イ 再生可能エネルギーの変動調整機能 ※3、※6、※7 及び その付帯設備（パワーコンディショナー、電線、変圧器等）並びに当該機能及び付帯設備を制御、運用するために必要な機器及び設備（計測機器、安全対策機器等）

ポイント

※3 当該設備から系統への逆潮流を行わないこと

※6 再生可能エネルギーの変動調整機能とは

- ・蓄電システム※7
- ・蓄熱システム
- ・エネルギーマネジメント（EMS）機器※7

※7 太陽光発電設備、蓄電システム、EMSなどを導入し、それらがIP通信機能を有する場合、セキュリティ対策としてJC-STAR適合ラベル取得製品を使用すること。

ウ データセンターの高効率空調・冷却に係る設備及びその付帯設備

エ 電力供給に必要な設備（配電線、受変電設備、無停電電源装置、自営線等）

オ ICT機器等を収納する外装箱（コンテナ等）

主な補助対象外設備

- ア 非常用発電設備
- イ 再生可能エネルギーの変動調整機能以外としての蓄電池
- ウ **ICT機器**

補助金の交付額

補助率 3 分の 1（補助金の上限は 3 億円）

補助事業期間

単年度

本年度の補助事業の実施期間は、
交付決定日から令和 9 年 2 月 28 日（日）迄です。

更新履歴

更新日	頁	項目	更新内容
令和8年 9月17日初版			